



Newsletter

Institute for Legal Studies

No.25

Kanagawa University

February, 2020

巻頭言

デジタルエコノミーと競争法

細田 孝一

近年、「デジタルエコノミー」という言葉を目にすることが多い。このデジタルエコノミーというのは、コンピューターによる情報処理技術によって生み出された経済現象をさるものであり、電子決済やオンライントレードなどの電子商取引のほか、IT産業における経済活動や経済現象も含む非常に幅広い言葉である。

この中で現在注目されているのがデジタルプラットフォーマーをめぐる議論である。これは、特定のインターネットサイトなどの利用者を対象に、販売や広告などのビジネスを展開したり、情報発信したりする際の基盤（プラットフォーム）を提供する事業者のことである。これらの中で、最も有力な事業者が、グーグル、アップル、フェイスブック及びアマゾン・ドット・コムの4社である（この米国の事業者4社は、それぞれの社名の頭文字をとって「GAFA」と呼ばれている）。

プラットフォーマーには、基盤を通じて利用者の個人情報など膨大なデータを取得し、その情報を元に、サービスや広告を配信できるという強みがある。しかし、プラットフォーマーが、膨大なデータを囲い込んで独占的な地位を築くことにより、他の企業の参入を妨げるなど、競争法上の問題が生じるおそれがある。

これらプラットフォーマーを競争法で規制する場合、従来の規制方法では難しい点がある。例えば、ある事業者の市場支配力を評価する場合、当該事業者の売上高の市場に占めるシェアが重要な要素の一

つになるが、これら事業者が提供するサービスは基本的に無償であるため、売上高がないということになる。

競争法によるプラットフォーマーの規制の在り方については、世界各国の競争当局が検討している。例えば、ドイツでは、競争制限禁止法の改正により、違反行為の1つである「市場支配的地位の濫用」の判断に関して、無償サービスも規制対象の判断材料とすることとされた。これにより、フェイスブックが利用者の同意を得ずに個人情報を収集したことなどが問題とされている。日本では、公正取引委員会が、不当なデータ収集や囲い込みが独禁法に触れるおそれがあるという見解を明らかにしたほか、政府レベルで、プラットフォーマーをめぐるルール整備が行われつつある。

また、本年のG7サミットの議長国であるフランスの提案により、G7で初めて競争政策が議題として取り上げられ、デジタル経済による生じる競争法上の課題に関する「共通の理解」が取りまとめられた。その中で、デジタル経済が恩恵をもたらす諸条件、競争法の活用、規制に当たっての国際協力の必要性などが謳われている。

もちろん、各国の研究者の検討も盛んであり、日本においても、経済法の研究者を中心に、個人及びグループによる研究が活発に行われている。本職も各国の競争当局の取組を取りフォローしつつ、この課題に取り組んで行きたい。

（法学部教授）